

日本新生児成育医学会賞規定

(目的)

第1条 新生児科学の分野における研究がさらに推進されることを期待して、対象年に記載された論文のなかから、日本新生児成育医学会賞として、とくに若い研究者を対象とした日本新生児成育医学会学会論文賞（以下学会論文賞）、および、日本新生児成育医学会学術奨励賞（以下学術奨励賞）を設ける。ただし、対象年の期間は選考時前年の1月から12月までとする。

(学会論文賞の選考対象)

第2条 学会論文賞の選考対象者は原則として引き続き3年以上の日本新生児成育医学会会員歴を有する論文筆頭著者で、掲載月において40歳未満の者とする。但し論文が極めて優秀である場合はその限りでない。

- 2 選考の対象とする論文は個人研究または共同研究であって、本学雑誌に掲載された原著論文を対象とする。
- 3 論文は基礎、臨床、その他新生児科学または新生児医療の進歩に寄与が大であると認められる学術論文とする。

(学術奨励賞の選考対象)

第3条 学術奨励賞の選考対象者は原則として引き続き5年以上の日本新生児成育医学会会員歴を有する論文筆頭著者とする。但し論文が極めて優秀である場合はその限りでない。

- 2 選考の対象とする論文は個人研究または共同研究であって、本学会雑誌以外に掲載された原著論文を対象とし、欧文和文を問わない。
- 3 論文は基礎、臨床、その他新生児科学または新生児医療の進歩に寄与が大であると認められる学術論文とする。
- 4 原則として、代議員からの推薦あるいは著者からの申告があった論文とする。
- 5 代議員は当該年度に複数の論文を推薦することはできない。

(選考)

第4条 学術委員会規定に準ずる。

- 2 学術委員会は選考内規を定め理事会の承認を得る。
- 3 学術委員会は選考内規に従って構成に選考を行う。
- 4 授賞論文は学会論文賞、学術奨励賞、それぞれ1編以内とする。
- 5 学術委員会は選考結果を理事会に報告する。

(授賞)

第5条 日本新生児成育医学会総会において受賞者に賞状ならびに賞金を授与する。

- 2 受賞者は日本新生児成育医学会学術集会において授賞講演を行うこととする。
- 3 受賞者の授賞研究課題に関する概要（和文で1,000字程度にまとめられたもの・図表なし）をプログラム抄録集に掲載する。

(特別会計)

- 第6条 本賞のための独立した日本新生児成育医学会賞特別会計（以下本会計）を設ける。本会計の資金は本規定の発効するときに拠出されている資金，およびそれ以降に本賞の趣旨に賛同して本会計に拠出された寄金，およびその運用益を持って充当する。
- 2 賞金，学術委員会開催，その他本事業の実施に必要な資金は本会計によって負担する。
 - 3 本会計は上記以外の目的に使用することができない。

(細則)

- 第7条 本規定は，日本新生児成育医学会学術委員会が発議し，日本新生児成育医学会理事会の議によって決せられる。
- 2 賞金額は当面1件10万円とする。
 - 3 選考委員の任期は理事と同時期かつ同期間とする。ただし選考に支障をきたすおそれがある場合，6か月以内の範囲で延長できる。

(附則)

- 第8条 本規定は，平成6年8月29日施行する。
- 2 平成27年7月11日改正
 - 3 平成28年2月4日改正
 - 4 平成29年3月9日改正
 - 5 平成30年1月19日改正